

## 変更の趣旨

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第3条に基づき、国土交通大臣が基本方針を策定
- 今般、同法の改正に伴い、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとされたことを踏まえ、変更

## 現行

一 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の連携計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

## 法改正後

一 **持続可能な地域公共交通網の形成に資する**地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 **地域公共交通網形成計画**の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の**形成計画**に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 **持続可能な地域公共交通網の形成に資する**地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

六 その他**持続可能な地域公共交通網の形成に資する**地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

## 変更のポイント

前文  
に追加

将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築し、地域の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を推進

1 活性化及び再生の意義 以下について追加

民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、地方公共団体が先頭を立て、地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、持続可能な地域公共交通網を構想し、その実現に向けて地域公共交通の活性化及び再生を図る

急速な少子高齢化・人口減少社会において、都市の再生や地域の活力の向上及び持続的発展を実現するためには、コンパクトなまちづくりとともに、拠点同士、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通網の充実が必要不可欠

2 活性化及び再生の目標 「住民、来訪者の移動手段の確保、「安全・安心で質の高い運送サービスの提供等」に加え、「地域社会全体の価値向上」として、具体的に以下の項目を追加

- コンパクトなまちづくりの実現
- 観光振興施策との連携による人の交流の活発化
- まちなぎわいの創出や健康増進

1 形成計画の記載事項

基本的な方針 以下の4点に留意し記載

- ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワーク
- ③多様な交通サービスの組合せ
- ④住民の協力を含み関係者の連携

区域： 交通圏を基本

目標： 具体的・明確に設定

事業・実施主体： 計画区域における地域公共交通を一体的に形成計画の対象とする

計画の達成状況の評価： 評価の方法・実施時期を記載

計画期間： 5年程度を原則。中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭におきつつ、作成

2 都市計画等との調和

立地適正化計画、観光圏整備計画等他の分野の計画との連携

3 協議会

地域の目指すべき将来像や、計画の目標を達成する上で必要なサービスの水準等について協議

独占禁止法の規定に抵触しないよう留意

地域公共交通特定事業

従来の特定事業(軌道運送高度化・道路運送高度化・海上運送高度化・鉄道事業再構築・鉄道再生)に加え、**地域公共交通再編事業**を追加

地域公共交通再編実施計画の認定

基本方針に照らして適切か、特に、計画の基礎となっている形成計画について、上記①～④の「基本的な方針」に沿って作成されているかを踏まえ判断

形成計画に掲げた数値目標の達成状況の評価

事業実施の効果・効率を定期的に評価

1 関係者の役割 以下の項目などを追加

国 認定地域公共交通再編実施計画等に基づいて地域公共交通網を再構築する取組に対して、重点的に支援

事業者 協議会への積極的参画

人材育成情報提供

利用者減少を食い止め、回復していく取組

情報・データの提供

2 関連する施策の連携

まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野における施策との連携を図ることが重要

まちづくりと地域公共交通の担当者が合同して、地方公共団体等に助言等を行っていくことを推進